

ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚障害のある人が公的機関、医療機関等に赴くためなど生活上外出が不可欠と認める場合、外出時の移動の介護としてガイドヘルパーを派遣します。

- 所得に応じて自己負担があります。
- 外出にかかわる交通費についてはガイドヘルパー分も含めて負担していただきます。

短期介護の実施

重度の障害を持つ人を介護している家族が、疾病や事故、出産、休養等で、一時的に介護ができなくなった場合に、短期間（原則として7日以内）施設で介護します。

- 障害の等級により負担金が異なります。
- 知的障害のある人については、実施設設の事前登録（面接）が必要です。

愛知県障害者住宅

整備資金の貸し付け

障害のある人の居宅の新築または増築、改造を必要とし、自己資金のみで工事を行うことが困難な人に愛知県が資金の貸し付けを行います。

- 貸付限度額 300万円
- 償還期間 10年以内
- 利率 年3%

※受付の期間は毎年4月～12月中旬です。ただし、県の準備した融資枠がいっぱいになった時点で締切です。



障害者住宅整備資金

の償還利子補給

愛知県障害者住宅整備資金貸付制度の融資を受けた人に、利子相当分を補助します。（7年度受付分から）

住宅改善費の補助

1・2級の下肢、体幹、視覚障害の人のいる世帯が、障害のある人のために行う居室、浴室、便所等の改善工事に30万円を限度として補助します。必ず事前にご相談ください。

交通手段等の支援

福祉タクシーの利用券の交付

1～3級の視覚、下肢、体幹、内部障害の人と療育手帳A・B判定の人は、福祉タクシー利用券を利用できます。ただし、自動車税の減免措置を受けている人を除きます。

- 助成額はタクシー初乗り分と迎車料金（年間24枚）です。

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持つ人が、通勤、通学、通院等日常生活のためマイカーで有料道路を通行する場合、通行料が割り引かれます。

- 割引率 50%

○身体に障害のある人が自ら運転する場合と第1種の身体障害者手帳または療育手帳を持つ人を乗せて同居の介護者が運転する場合に交付します。

- 交付については、あらかじめ自動車の登録が必要です。（1人につき1台）
- 営業用車両や会社名義の車両等は除かれます。

旅客運賃の割引

障害のある人が鉄道、バス等を利用する場合に運賃が割り引かれます。なお、障害の部位、程度により第1種と第2種に区分され、第1種の人のみ介護者も割り引かれます。

- 割引率 50%（バス30%）
- 割引乗車券の種類

- ・普通乗車券（単身の場合は100kmを超えて乗車）
- ・定期乗車券（12歳未満の人は第2種の方も割り引かれます）
- ・回数乗車券
- ・急行券

※各種乗車券の購入時には、手帳の提示が必要です。

その他

障害者医療費の助成

身体障害の等級が1～3級（腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級も対象）及び療育手帳がA・B判定の人が医療を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。

心身障害者扶養共済制度

加入者（保護者）が亡くなられた後、残された障害のあるお子さんが一定額の年金給付（加入口数1口につき月2万円）を受けられることにより安定した生活を送ることができるよう、生存中に納めた掛金により運営される相互扶助の制度です。掛金は表のとおりです。

加入時の年齢	掛金	月額
35歳未満	3,	500円
35歳以上40歳未満	4,	500
40歳以上45歳未満	6,	000
45歳以上50歳未満	7,	400
50歳以上55歳未満	8,	900
55歳以上60歳未満	10,	800
60歳以上65歳未満	13,	300